

私たちの地域をもっとよくする 「まちづくり活動」の提案を募集します!!

- ★ 市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★ 地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★ また、この地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。

各地域自治区の地域協議会では、この趣旨を踏まえて、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論していく中で、それぞれの思いを採択の方針や事業の審査に反映することとしています。

- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 令和3年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。

まずはお気軽にご相談ください!



■募集期間

令和3年4月1日（木）から4月20日（火）まで（必着）

■対象事業等

内容	事業を提案できる方
・ 団体等が主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付します。	・ 団体等 ※5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等又は営利法人を除く）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

■応募方法

- ・ 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、頸城区総合事務所に郵送（消印有効）又は持参等で提出してください。
- ・ 事業提案書は提案団体が複数の提案事業を行う場合は、事業毎の提案書が必要となります。

《ポイント！》

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、郵送での提出にご協力ください。
- ・申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ・補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、頸城区総合事務所へ事前にご相談ください。
- ・自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・事業提案書、Q&A、補助金交付申請書等の用紙は、頸城区総合事務所の窓口で配布します。
また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■支援内容

- ・事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ポイント！》

- ・事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
 - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・令和3年3月31日までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、頸城区総合事務所に実績報告書を提出してください。

■提案事業の補助率・予算配分額

頸城区の補助率は10/10以内、事業費の最低額は5万円です。

《頸城区の予算（配分額）は 720 万円です》

《ポイント！》

- ・補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）。また、事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や補助金希望額どおりとならない場合があります。

■採択方針

- ・「頸城区の採択方針」とは、頸城区が抱える地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を明らかにするものです。

○採択する事業

- ・頸城区における豊かな地域資源を活かし、地域住民が自らの取り組みにより、住み続けたいまちづくりを進める事業で、頸城区の地域活動支援事業を活用し、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業とします。

○提案（応募）することができる事業の例（あくまでも1例です。）

地域特性を活かしたまちづくり

- 歴史遺産を活かしたまちづくり事業 ●特産品等を活かした活性化事業 ●まちづくり計画の策定事業 ●観光ボランティア育成事業 ●観光ガイドブック作成・配布事業 ●耕作放棄地復元モデル事業 ●空き店舗活用事業 など

安全安心なまちづくり

- 自主防災訓練等の事業 ●防犯マップの作成・配布事業 ●安全・安心講演会事業 など

景観形成・生活環境の向上
●自然公園・里山の環境整備・保全事業 ●河川・湖沼の周辺美化・水質保全事業 など
健康・福祉の充実
●健康講座・健康ウォーク等の事業 ●高齢者世帯の見守り活動事業 ●子育て支援事業 など
教育・文化・スポーツ活動の振興
●青少年育成事業 ●文化（生涯学習）振興事業 ●スポーツ（生涯スポーツ）振興事業 ●郷土史学習事業 ●伝統文化・技能の保存・伝承事業 など
その他
●上記のほか地域活動支援事業の目的に合致する事業

■提案事業の審査と決定

- ・ 頸城区地域協議会の会議で審査を行い、採択事業等を決定します。
- ・ 審査方法は、書類審査のほか、プレゼンテーション（審査に先立ち行われる応募者による事業説明）の機会を設けます。またプレゼンテーション前に、書面で質問書をお送りし、回答を求めることがあります。
- ・ 提案事業の審査にあたり、事業内容や事業費について地域協議会から変更を求めることがあります。（補助希望額の総額が予算額に満たない場合であっても、審査により減額する場合があります）
- ・ 審査は次の視点をもとに行います。

(1) 地域自治区の採択方針

- ・ 提案事業が「頸城区地域活動支援事業の採択方針と合致しているか」を確認します。

(2) 基本審査・共通審査

- ・ 基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は次の審査項目と視点により審査を行います。

《共通審査基準の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・ 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・ 全市的な方向性と合致しているか。 ・ 提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・ 地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・ 緊急性の高い提案事業であるか。 ・ ほかに方法で代替できないものであるか。 ・ 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・ 資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・ 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・ 提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

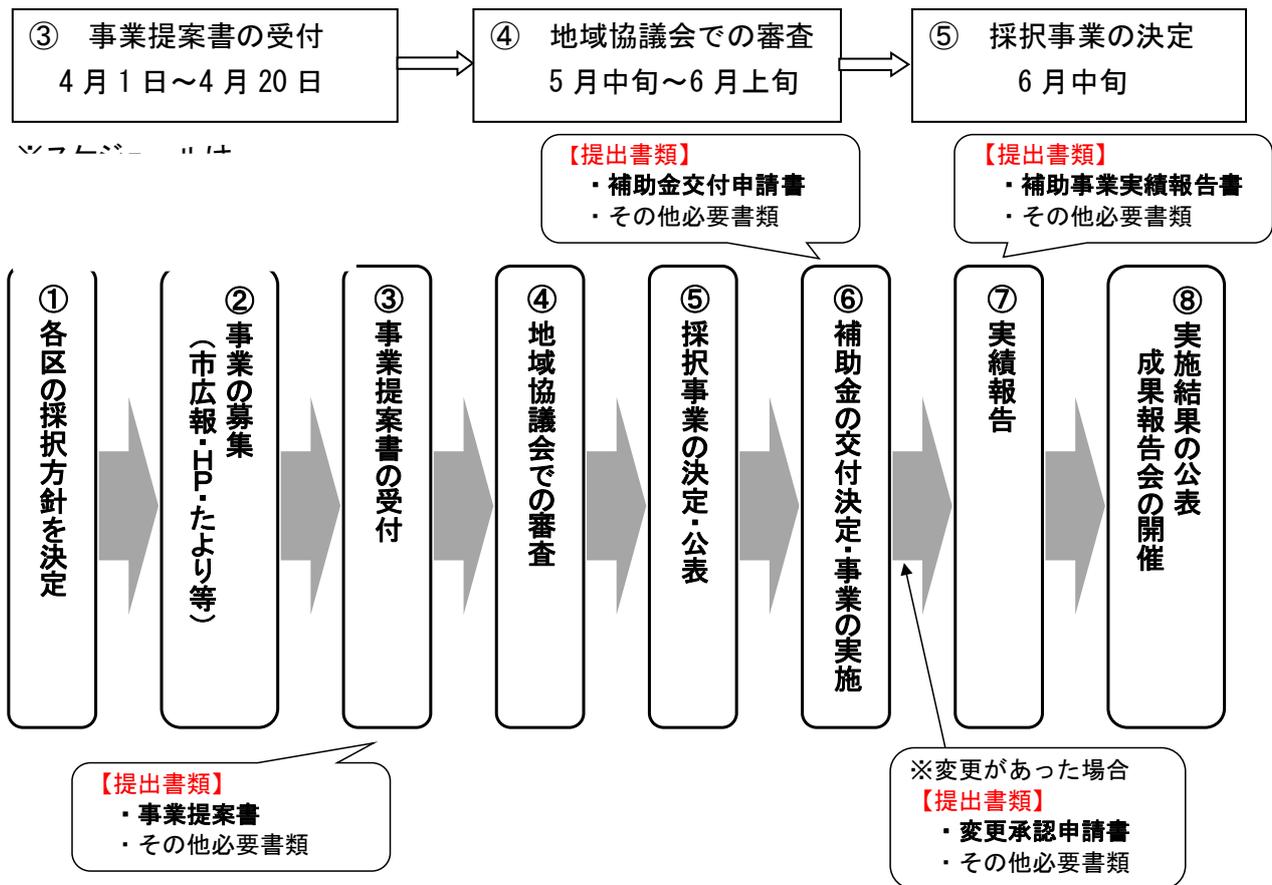
《ポイント！》

- ・ 地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。審査に当たっての基本的な考え方は、頸城区総合事務所でご確認ください。

■事業の紹介・公表

- ・ 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・ 実施した事業については、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、あらかじめご了承ください。

■フロー図（事業実施の流れ）



頸城区の事業提案はこちらまでご相談・ご応募ください！

〒942-0192 上越市頸城区百間町636番地

頸城区総合事務所 総務・地域振興グループ

電話：530-2311

申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください！

事業全般についてのお問い合わせは



上越市

自治・市民環境部 自治・地域振興課

(電話 025-526-5111)

令和3年度 頸城区地域活動支援事業の採択方針

○ 地域活動支援事業制度の目的（抜粋）

- (1) 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであるとともに、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みであり、このような制度の実効性を高めていくための一つの手法が地域活動支援事業である。
- (2) 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、そうした正に市民主体のまちづくりが進められる契機としていくことが、本事業の目的である。

○ 頸城区が採択する事業

頸城区における豊かな地域資源を活かし、地域住民が自らの取組により、住み続けたいまちづくりを進める事業で、頸城区の地域活動支援事業を活用し、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業

○ 提案（応募）することができる事業の例…あくまでも1例

- (1) 地域特性を活かしたまちづくり
歴史遺産を活かしたまちづくり事業、特産品等を活かした活性化事業、まちづくり計画の策定事業、まちづくり情報の発信事業、観光ボランティア育成事業、観光ガイドブック作成・配布事業、耕作放棄地復元モデル事業、空き店舗活用事業など
- (2) 安全安心なまちづくり
自主防災訓練等の事業、防犯マップの作成・配布事業、安全・安心講演会事業など
- (3) 景観形成・生活環境の向上
自然公園・里山の環境整備・保全事業、河川・湖沼の周辺美化・水質保全事業など
- (4) 健康・福祉の充実
健康講座・健康ウォーク等の事業、高齢者世帯の見守り活動事業、子育て支援事業など
- (5) 教育・文化・スポーツ活動の振興
青少年育成事業、文化（生涯学習）振興事業、スポーツ（生涯スポーツ）振興事業、郷土史学習事業、伝統文化・技能の保存・伝承事業など
- (6) その他
上記のほか地域活動支援事業の目的に合致する事業

※ 事業提案書は提案団体が複数の提案事業を行う場合には、事業毎の提案書が必要

○ 提案（応募）の対象とならない事業

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反する事業
- (3) 国・県・市の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- (4) 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- (5) 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

審 査 方 針

1. 基本審査

提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認する。

2. 地域自治区の採択方針

提案事業が「頸城区地域活動支援事業の採択方針と合致しているか」を確認する。

3. 共通審査

審査項目	配点の基準	傾斜配点	点数合計
① 公益性 ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。		点数×5点	一人当たり 満点：85点
② 必要性 ・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。	5点…大変よい 4点…ややよい 3点…普通 2点…やや悪い 1点…悪い	点数×4点	
③ 実現性 ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。		点数×3点	
④ 参加性 ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。		点数×3点	

⑤ 発展性 ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。		点数×2点	
---	--	-------	--

※ 採点票はプレゼンテーション後に提出期日を設定し、事務局に郵送で返送する。事務局は採点票をまとめ、一覧表を作成する。

※ 点数は、採点辞退者を含めず、項目ごとに単純平均する。
 (各項目小数点第1位までとし、小数点第2位以下を切り捨てる。)

3. 採択順位

基本審査	共通審査	付 記
頸城区地域活動支援事業の採択方針に合致する事業と確認された事業	傾斜配点後の点数の高い順	傾斜配点前の点数合計が10点以下は不採択
頸城区地域活動支援事業の採択方針に合致しない事業と確認された事業	不 採 択	

・傾斜配点後の点数が同点の場合は、傾斜配点の高い項目（公益性5点・必要性4点・実現性3点・参加性3点・発展性2点）の点数が高い提案を上位とする。

4. 補助金交付額

原則補助率は100%とし、補助金の限度額は、上限なし、下限は5万円とする。
 (補助希望額の総額が予算額に満たない場合であっても、審査により減額する場合がある。)

5. プレゼンテーション等の実施

- ・プレゼンテーション前に委員からの質問に対し提案者はその回答を作成し事務局に提出する。
- ・プレゼンテーションは公開で実施し、パソコンでのスライドを使用することを認める。
- ・プレゼンテーションの順番は、提案書の受付順とする。
- ・提案団体による説明は7分以内とする。質問時間は7分以内とし、提案説明に対する意見などは慎み、質問のみとする。
- ・提案事業に関して委員が関係あるかないかは、本人の手上げ方式とする。(委員自身の判断で審査前に辞退する。)

6. 全員協議会等の実施

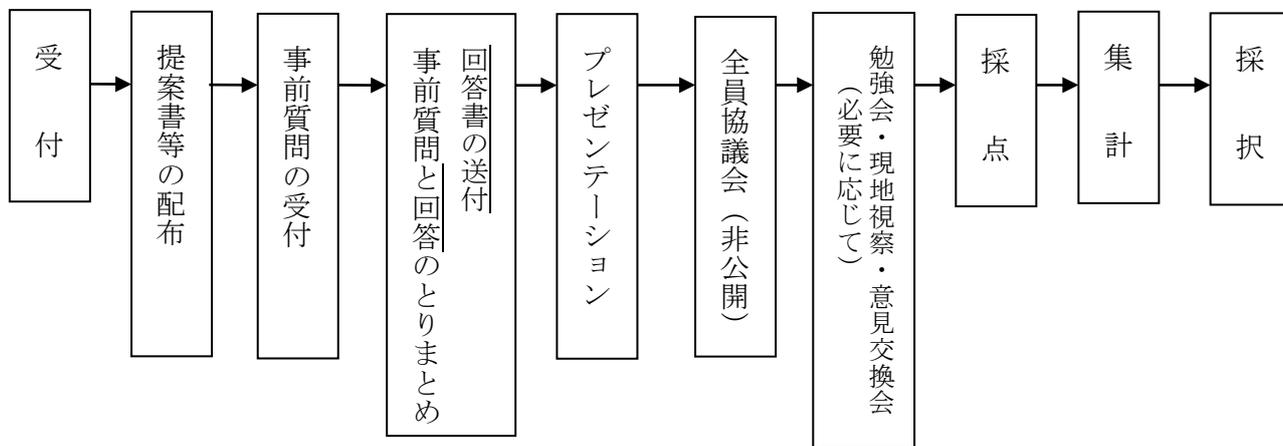
- ・非公開で実施する。
- ・提案事業の基本審査、共通審査の内容について、プレゼンテーション後に協議する。
- ・募集が多数になる場合など、必要に応じて提案団体との意見交換会を開催する。

7. 現地調査等の実施

- ・提案事業を審査する上で、勉強会や現地調査の必要な場合に実施する。

8. 地域活動支援事業の採択を受けた団体は、3月に開催する報告会で実施状況を発表する。

< 頸城区地域活動支援事業手順 >



募集・審査スケジュール

○募集スケジュール

4月 1日 (木) 提案書受付開始

4月 20日 (火) 提案書受付終了

※令和元年度募集期間 4月1日～4月19日 (委員改選のない年)

○審査スケジュール () は令和元年度実績

4月 22日 (木) 地域協議会委員へ提案書等配布 (4月 23日)

5月 7日 (金) 地域協議会委員からの事前質問の受付 (5月 9日締切)

5月 13日 (木) 事前質問の回答をまとめ地域協議会委員へ送付 (5月 13日)

5月 20日 (木) プレゼンテーションの実施 (5月 22日)

5月 20日 (木) 全員協議会の開催 (5月 22日)

5月 27日 (木) 採点票の提出締め切り (5月 23日～6月 3日)

6月 16日 (水) 採択 (6月 14日)

○残額の取り扱い

採択結果により地域協議会で協議を行い、再募集をするかどうか決定する。

第20回関川流域委員会で提示した「概略ルート案(約200m幅)」と「比較評価結果」について お知らせします

概略ルート案の設定について

地域住民の生活への配慮

・地域コミュニティや家屋等の移転、神社仏閣への影響に配慮します。

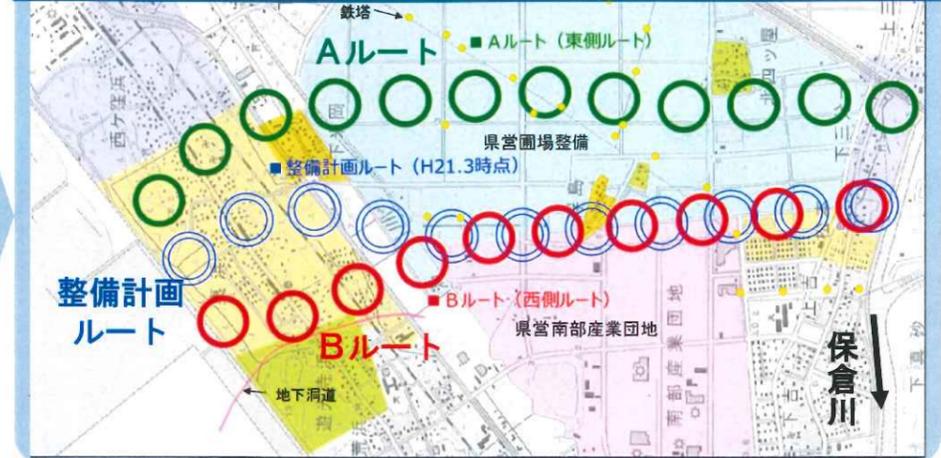
確実な治水効果の発現

- ・保倉川から確実に700m³/s分派できる分派位置や施設形状とします。
- ・洪水の流れやすさの観点から放水路の線形は可能な限り直線とします。
- ・維持管理しやすい位置とします(土砂の堆積による河口部閉塞を回避する等)。
- ・鍋底地形の低平地部を通過させて、内水氾濫の排除効果を高めます。
- ・事業費が高価とならない位置や、施工しやすい位置とします。

重要な施設への影響の最小化

・周辺地域の直江津港LNG基地上越火力発電所、中部電力鉄塔・地下洞道、ガスパイプライン、県営南部産業団地、圃場整備事業等に与える影響が小さいルートとします。

概略ルート案



懸念事項への対応

①地域(町内)分断

- ◆ 移動距離の増大(町内会配布物の受け渡しや回覧、小中学校の通学路等)
- ◆ コミュニティ活動への影響等

②家屋等移転

- ◆ 放水路整備に伴う家屋等移転
- ◆ 神社仏閣等への影響

→①②については、ルート決定後に住民の皆さまの意見を聞きながら、上越市をはじめとした関係機関と連携して検討を進めます。

③環境負荷等

- ◆ 放水路への津波遡上
- ◆ 開削による海風の影響
- ◆ 海水の浸入による地下水への影響
- ◆ 海岸への影響

→環境負荷等の検討結果については、裏面に記載しています。

比較表

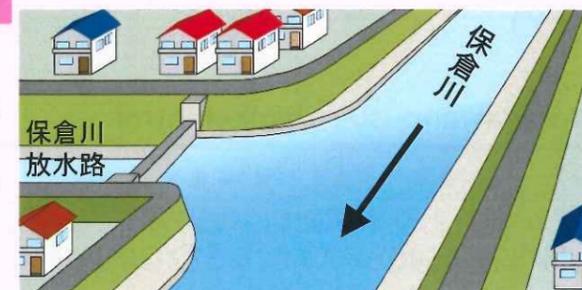
評価項目		Aルート(東側ルート)	Bルート(西側ルート)	整備計画ルート(H21.3時点) [参考]
特徴		河口部は集落の東側境、河口部から中間部にかけては圃場中央部を通過する、概ね直線となるルート。	河口部は集落の西側であり、概ね直線となるルート。	河口部は集落の中央を通過するが、概ね直線となるルート。
延長		約3.6km	約3.0km	約3.2km
地域住民の生活への配慮		・地域分断を最小限としている。 ・農地分断が生じる。 ・浄泉寺、信光寺に影響。	× ・地域分断を最小限としている。 ・羽黒神社、佐々野宮神社に影響。	△ ・地域分断が生じる。 ・羽黒神社に影響。
確実な治水効果の発現	疎通のしやすさ	・700m ³ /s確実に分派可能。 ・河川延長が最も長い。	○ ・700m ³ /s確実に分派可能。 ・河川延長が最も短い。	○ ・700m ³ /s確実に分派可能。 ・河川延長はやや長い(2番目)。
	内水被害の軽減効果	△ ・圃場整備地域の地盤勾配は北西側に傾斜しているが、通過位置が他案よりも東側であるため内水被害の軽減効果は他案より劣る。	○ ・圃場整備地域の地盤勾配は北西側に傾斜しているが、通過位置が圃場整備地域の西端であるため内水被害の軽減効果が大きい。	○ ・圃場整備地域の地盤勾配は北西側に傾斜しているが、通過位置が圃場整備地域の西端であるため内水被害の軽減効果が大きい。
重要な施設への影響の最小化	港湾・海岸事業	△ ・港湾施設や海岸施設に影響する可能性がある。	△ ・港湾施設や海岸施設に影響する可能性がある。	○ ・港湾に影響を与えない。
	圃場整備事業	× ・圃場整備地域の中央部を通過するため、農地への影響が大きい。	○ ・圃場整備事業の境界を通過するため、農地への影響は小さい。	○ ・圃場整備事業の境界を通過するため、農地への影響は小さい。
	県営南部産業団地	○ ・県営南部産業団地には影響を与えない。	○ ・県営南部産業団地の境界を通過するため、影響は小さい。	△ ・県営南部産業団地の境界を通過するため、影響は小さい。
懸念事項	既設鉄塔、地下洞道	× ・鉄塔の移設が必要となる。	△ ・地下洞道に近接する可能性がある。	△ ・鉄塔に近接する可能性がある。
	放水路への津波遡上	○ ・設計津波(L1)では越水氾濫は生じない。	○ ・設計津波(L1)では越水氾濫は生じない。	○ ・設計津波(L1)では越水氾濫は生じない。
	開削による海風の影響	× ・放水路両岸の集落地(概ね10.3ha)で風速が増加する。	○ ・放水路両岸の集落地(概ね6.0ha)で風速が増加する。	△ ・放水路両岸の集落地(概ね7.6ha)で風速が増加する。
	地下水への影響	× ・3案の中で地下水位が最も高く、地下水位への影響は最も大きいと見込まれる。 ・海水侵入は、開削法面を矢板等により遮水することで基本的に防げる。	○ ・3案の中で地下水位が最も低く、地下水位への影響は最も小さいと見込まれる。 ・海水侵入は、開削法面を矢板等により遮水することで基本的に防げる。	△ ・3案の中で地下水位は2番目に高く、地下水位への影響は比較的大きいと見込まれる。 ・海水侵入は、開削法面を矢板等により遮水することで基本的に防げる。
海域への影響	○ ・放水路からの土砂により港湾内の航路が埋まる可能性は小さい。 ・洪水時の海域の濁りの影響は小さい。	○ ・放水路からの土砂により港湾内の航路が埋まる可能性は小さい。 ・洪水時の海域の濁りの影響は小さい。	○ ・放水路からの土砂により港湾内の航路が埋まる可能性は小さい。 ・洪水時の海域の濁りの影響は小さい。	
総合評価		優位		

委員からの主なご意見

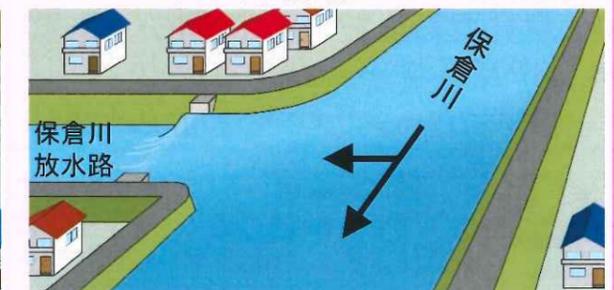
- 地域分断が最小限であり、放水路整備に伴う環境負荷等が小さいことを最も重視する。また、確実な治水効果が得られ、重要施設への影響が小さいBルート(西側ルート)が優位と判断する。
- 河口部で斜めに流出するため、海域への影響に留意する必要がある。
- これからはどうしたら分断感の少ない地域になるか、具体的に仕組みも含めてデザインしていく必要がある
- 地域への丁寧な説明により対応をお願いする。
- 日本各地で水害が発生しており、スピード感を持ってやってほしい。

放水路のイメージ

平常時、保倉川の水は現況と同じく全て下流に向かって流れます。また、このとき放水路の中は海水で覆われていると想定しています。一方、洪水時には、保倉川右岸の分派点に設置した固定堰を超えた水が、放水路を通過して海に流れていきます。



平常時(分派点付近)



洪水時(分派点付近)

※分派点付近の施設諸元については現在検討中